



「全日本少年サッカー大会」県大会で
LAGO河口湖が優勝し、全国大会へ

毎年8月に各都道府県の予選を勝ち上がった代表全48チーム(前年度優勝都道府県は2チーム)が福島県・Jヴィレッジに一堂に会して行なわれる全日本少年サッカー大会(今年で30回目)。ワールドカップ・イヤーの今年、私もF・C・LAGO河口湖U12は峡東・郡内地域予選から山梨県中央大会決勝まで、1ヶ月間にもおよんだ長い予選を勝ち上がり、クラブ設立以来初の全国大会への切符を手に入れました。

予選では悪天候なども続き何度も苦しい戦いを強いられました。が、多くのクラブ関係者やご父兄の方々の大きなご声援にも後押しを受け、チームが一丸となり決勝戦までの15戦を11勝4分け負けなしという結果で乗り切るこ



ました。会場内に響く大きなご声援本当にありがとうございました。ございました。

次はいよいよ全国の舞台です。8月5日の開幕まで残りあとわずかですが、山梨県代表としての誇りをしっかりと持ち、LAGOらしい観てもやっても楽しいサッカーを全国の舞台でもアピールしていきたいと思えます。

ご声援お願いいたします。

河口湖船津少年野球団
関東学童軟式野球大会へ出場!

全日本学童軟式野球大会兼関東学童軟式野球大会の山梨県大会が、地区大会を勝抜いた16チームにより、6月3日から甲府市の緑ヶ丘球場で開催されました。

河口湖船津少年野球団は、5月に行われた南都留予選を勝抜き、5年ぶりに本大会に出場。一回戦で甘利(荊崎市)準々決勝でYSFエニックス上野原市(準決勝で



八幡(山梨市)に勝利し、決勝戦に進出しました。6月24日に行われた決勝戦では南部睦(南巨摩)に惜しくも敗れ、悲願の全国大会出場は成らなかつたものの、8月26日から甲府市で行われる関東大会への出場権を獲得しました。

関東大会では、守り勝つ野球で上位進出を目指しますので、町民の皆様の応援宜しくお願いいたします。

また、河口湖船津少年野球団では団員を募集しています。放課後、船津小グラウンドで練習していますので、野球が大好きな少年少女は気軽に声をかけて下さい。

山岸松樹氏(船津)から
ご寄附をいただきました!

平成18年度・春の叙勲で、長年の医療活動での顕著な功績が認められ、旭日双光章の栄をいただいた、船津在住の医師・山岸松樹氏より6月27日、町福祉行政のために100万円のご寄附をいただきました。



『空き家』を探しています!!

団塊の世代を迎え、「田舎暮らし」「二地域居住」があらためて注目されています。現在町では、このように「富士河口湖町に移住したい」という方々の受け入れを考え「空き家」を募集し、6月からは「空き家情報」として町HPで紹介もしています。

しかし、まだまだ情報が少なく、町では引き続き「空き家」を探しています。



そこで、町民の皆さんの中に、

- ・以前住んでいた実家の家が空いている。
- ・今住んでいる母屋で十分、隣にある離れは空き家になっている。
- ・売却はしたくないが管理に手がかり困っている。
- ・空き家が目立ち年齢層は上がる一方。子供のいる若い家族がきてくれたら、ずいぶんにぎわうのになあ。等々...



「空き家」をお持ちの方を探しています。人に貸すというのも若干の抵抗があるのも事実。しかし、新しい地域活性化手段として、前向きに考えてみませんか？

もちろん、いざ借家希望者の照会があったからといって即成立というわけではなく、お互い納得のいくまでじっくり話し合ってください。又、その際町は直接交渉や契約に関与することはありませんが、相談があれば助言等お手伝いいたします。ぜひ、町民の皆さんにご理解していただき、提供していただける「空き家」がありましたら、ご連絡ください。

連絡先 町役場企画課 まちづくり推進係 72-1129

「健康科学大学学生宿舎」 建設希望申し込み及び説明について

健康科学大学は、開学4年目を迎え、医療・福祉を学ぶ生徒1,12名が全国より集まっています。

健康科学大学の学生用の宿舎は、町で充実した学生生活を送っていただくために、学生宿舎組合を組織し、学生に対し宿舎の提供を行っております。

今年度、健康科学大学の学生を対象とした宿舎の建設を希望される方は、建設希望申込書を健康科学大学学生宿舎組合まで提出してください。建設希望申込書を提出される方には、学生の希望する宿舎の形態や、現在の宿舎組合の状況、町からの支援策などについて説明を行います。



申し込み期限 平成18年7月31日(月)
申込書提出先 健康科学大学学生宿舎組合
組合長 古屋唱壽(72-1737)
「建設希望申込書」は、組合長宅に用意してあります。

詳しいお問い合わせ先
・学生宿舎組合 古屋 (72-1737)
・町役場企画課 (72-1129)

国民健康保険からのお知らせ!!



国民健康保険税（国保税）は国民健康保険に要する費用に充てるための目的税で、国民健康保険に加入している人たちの医療費を支払う財源です。

国保税は、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。世帯主が国民健康保険の加入者ではない場合でも、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、保険税納付の義務は世帯主にあります。納税通知書又は納付書は、世帯主宛に送られます。

平成18年度地方税法の税制改正にともなうお知らせ

65歳以上のみなさん

税制改正による公的年金等控除の見直しと老年者控除の廃止により、平成18年度より保険税が上昇する人がいます。この保険税の増加による負担を軽減するため、保険税算定時に控除を設け、平成18年度から2年間かけて本来の保険税額に移行していく経過措置が取られます。対象となる人は、平成17年1月1日において65歳以上（昭和15年1月1日以前生まれ）の人で、平成17年度分の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除または老年者控除の適用があった人です。



限度額の引き上げ

介護給付金に係る課税限度額が9万円（現行8万円）に引き上げられます。

医療給付金に係る課税限度額は、据え置き（現行53万円）です。

国保税の決め方

		医療分	介護分
所得割	世帯の所得に応じて算定 (平成17年中の総所得金額から33万円を控除したものの。)	5.4%	0.7%
資産割	世帯の固定資産税に応じて算定 (平成18年度固定資産税額のうち土地・家屋に係る税額)	35%	5.6%
均等割	世帯の加入者数に応じて算定 医療・・・平成17年4月1日現在の人員 介護・・・平成17年4月1日現在40歳以上64歳までの人員	26,500円	7,000円
平等割	一世帯いくらとして算定	25,000円	5,000円

*年度の途中で国保に加入・脱退したときは、月割で計算します。

*国保税の課税は、地方税法上「応能原則」と「応益原則」が取り入れられており、所得や資産に着目した応能割合（上記と）と被保険者の人数などに対応する応益割合（上記と）で構成されています。地方税法ではこの応能と応益の割合を50対50（平準化）に定め、税の公平化を図っています。また平準化をすることを条件に減額することが認められています。

【軽減が受けられる世帯】

町では平成16年度より税の公平化を図り7・5・2割軽減を実施しています。

- [1] 7割軽減・・・総所得額が33万円を超えない世帯
- [2] 5割軽減・・・総所得額33万円+被保険者数(世帯主は除く)×24.5万円を超えない世帯
- [3] 2割軽減・・・総所得額33万円+被保険者数×35万円を超えない世帯(申請が必要です。)

2割軽減に該当すると予想される方には、町から軽減申請書を送付します。
住民税の申告がされていない方がいる世帯は、軽減の対象となりません。

国民健康保険税の納期限

平成 18年度の富士河口湖町国民健康保険税の納期限は下記のとおり 8 回となります。国保税に前納報奨金はありませぬ。

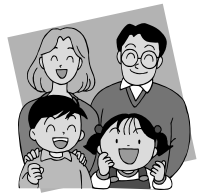
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
納 期 限	H18.7.31	H18.8.31	H18.10.2	H18.10.31	H18.11.30	H18.12.25	H19.1.31	H19.4.2

保険税を確実に納めるために、簡単便利な口座振替による納付をおすすめします。

保険税の納税義務者は世帯主ですが、すでに届け出により納税義務者以外の口座を登録されている場合は、その口座から引き落とされます。口座名義人が死亡された場合や別の口座からの引き落とし希望、口座引き落としをやめたいなど変更のあるときは、金融機関の窓口においてある「預金口座振替依頼書兼解約・変更依頼書」で手続きをして下さい。

滞納する前に納付相談を!!

もし、あなたが保険税を滞納しているのなら、すぐに納めましょう。保険税を納めないと、国保の財源が不足し、きちんと納めている人の負担が大きくなってしまいます。納付が困難なときは、早めに相談ください。



納税相談は役場税務課・保険課で常時受け付けています。税務課 72- 1113 保険課 72- 6026

資格の取得・喪失のときは、すみやかに届け出を

国保加入者が、他の保険制度を適用する会社や組合などに勤めたり、また辞めたときには、すみやかに資格の取得・喪失の届け出をしましょう。

特に、学生が卒業して就職した場合の届け出は、何年も忘れている場合がありますので、もう一度お確かめください。

富士河口湖町健康なんでも相談

町では、電話による健康に関するなんでも相談を行っています。医師や専門スタッフが、24時間・年中無休体制で健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の相談に応じ分かりやすくアドバイスします。

プライバシーは厳守されるシステムになっていますので安心してご利用ください。

フリーダイヤル 0 1 2 0 - 8 0 7 - 0 2 4 (通話料無料)

*ご自宅のお電話または公衆電話からご利用いただけます。(携帯電話・PHからはご利用になれません。)

〓 県の機関が行っている各種相談 〓

無料弁護士相談

日時 毎月 5、10、15、20、25 日
午後 1 時 ~ 3 時 30 分

場所 県民生活センター相談室
(この日が土・日・祝日の場合は前後の平日)

相談は予約制で、1人当たり 30 分
(県民情報プラザ 2 階・甲府市)

電話相談

県民生活センター
0 5 5 2 2 3 1 3 6 6

富士・東部地域県民センター
0 5 5 4 4 5 5 0 3 8 7 8 4 3

曜日・時間 月曜日 ~ 金曜日 (祝日除く)
午前 9 時 ~ 午後 4 時

今月の行政相談・心配ごと相談日 7月 20日 (木)

場 所	時 間	弁護士相談
町交流センター	10時 ~ 14時	10時 ~ 12時
勝山ふれあいセンター	午後 1 時 ~ 4 時	午後 1 時 ~ 3 時
足和田出張所		
本栖公民館		

行政相談・心配ごと相談・弁護士相談は、どこの場所へ行ってもOKです。

町の行政相談員さんは、
白壁 勝雄 72-0143 小佐野誠太郎 83-2320
梶原 一榮 82-2446 渡辺 袈裟司 87-2316



“健康のまちづくりウオ - キング大会”

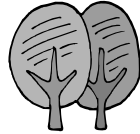
= まず歩こう健康づくりのために =

「健康づくり」は歩くことからはじまります。町では、町民の健康増進を目的とした、町民スポーツとしての『ウオ - キング』を積極的に勧めることになりました。

今回は、自然に親しむと同時にふれあいと親睦を深めることを目的に「健康のまちづくりウオ - キング大会」を開催いたします。家族・友達・近所お誘い合わせのうえ、多勢の町民の参加をお願い致します。

開催日時	7月23日(日)	集合場所	八木崎公園広場
受付	午前8時30分~	出発式	午前9時 スタート 9時30分
持ち物	水筒 副食 雨具		

コース	八木崎公園	湖畔遊歩道	富士レイクホテル前(横断)	古屋書房(横断)
	船津三差路	護国神社(休憩)	旧鎌倉街道	白山神社
	湖畔遊歩道	河口湖大橋	湖畔遊歩道	八木崎公園(約7.5km)
	駐車場	八木崎公園駐車場		



幼児・小学校低学年の参加は、父兄同伴でお願いします。傷害保険に加入します。

健康のまちづくり事業の一環として「健康のまちづくりウオ - キング大会」を、年間4回開催いたします。今年度全て参加された方、若しくは、2年間(平成19年度まで)で通算4回参加された方には、記念品を用意いたします。

今回から参加される方も対象になりますので、奮ってご参加ください。

問合せ先 健康増進課 (TEL 72 - 6037)

吉田保健所から

特定疾患医療費助成制度

原因が不明で、治療法が確立していない病気をいわゆる難病といえます。

そのうち、国の定めた四十五疾患(特定疾患)については、治療方法の研究を進めていると同時に、患者さんの医療保険等の自己負担額を軽減する措置を行っています。

助成は、病気の重症度、所得額等により決定されますので、次の書類を揃えて申請してください。

【対象者】

特定疾患(四十五疾患)と診断された方

【手続きのため用意する書類】

- 1 特定疾患医療受給者交付申請書
- 2 医師の診断書(臨床調査個人票)
- 3 世帯全員の住民票(謄本)
- 4 保険証の写し等
- 5 生計中心者の所得証明書

なお、療養生活に関する相談も行っていただけますので気軽にご相談ください。



問合せ先 健康支援課

24 9034

食事バランスガイドの普及について

このガイドは、主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5つの料理区分を基本とし、料理区分ごとに、一日にとる料理の組み合わせとおおよその量を示しています。食事は、主食、主菜、副菜をバランス良く組み合わせることが大切です。どれが欠けても、どれが多過ぎてもバランスが悪くなります。



特にメタボリックシンドロームを心配されている中高年齢層や外食の多い人にも使いやすいガイドになっています。

保健所では、メニューや食品表示にガイドの活用を希望される企業や飲食店の方には、説明を行っています。

メタボリックシンドロームとは内蔵脂肪の蓄積が原因となり、中性脂肪や血圧、血糖の値に異常が起これば動脈硬化の危険性が高まる病態です。

問合せ先 地域保健課

24 9035

年金を受け取っている皆さんへ

こんな時には、こんな手続きを

誕生日が来たとき

毎年1回、誕生月の初旬に「現況届」を社会保険業務センターから受給者の皆様にお送りしています。これは、年金を引き続き受ける権利があるかどうかを確認するため必要事項を記入の上、返送していただいているものです。しかし、十二月生まれの方から現況届けの提出を原則不要とし、住民基本台帳ネットワークを活用して受給者の皆様の現況（生存）確認を行うことになりました。これにより、現況届けの提出は今年が最後になります。

ただし、次の場合は現況届け以外の届出が引き続き必要です。提出が必要な届出は、社会保険業務センターから受給者の皆様へ送付されます。

加給年金額を受けられている場合（生計維持確認届）
障害の程度の確認のため「診断書」の提出が必要な場合

支払機関を変えるとき

年金は希望した金融機関や郵便局で支払われま
す。住所や支払いを受ける金融機関、郵便局を変
更するときは、すみやかに「年金受給権者住所・
支払期間変更届」を最寄の社会保険事務所に出
して下さい。「住所・支払期間変更届」を提出し
ないと、年金の支払額をお知らせする通知書が届
かなかつたり、希望する銀行や郵便局で年金が受
けられなかつたりすることがあります。支払期間
を銀行などの金融機関に変更する時は、その金融
機関で預金通帳の記号番号について証明をうけて
ください。

また、郵便局の「郵便振替」に変更するときは、郵
便局で郵便振替口座の口座番号についての証明を

受けて下さい。

住所が変わるとき は、社会保険事務所などへ
届けを提出するとともに、旧住所の郵便局にも届け
出て下さい。

年金証書をなくしたとき

「年金証書」を汚したりなくなったりしたとき、年
金証書再交付申請書」を最寄の社会保険事務所に出
出して、年金証書の再交付を受けて下さい。年金
証書は年金を受ける権利のあることを証明するも
のです。各種の届出や年金相談の時に必要になりま
すので、大切に保管しておきましょう。

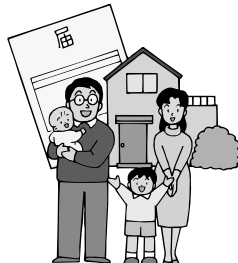
氏名が変わったとき

結婚や養子縁組などにより氏名が変わったとき
は、年金受給権者氏名変更届（氏名変更届）を最寄
の社会保険事務所に出して下さい。

その際、「氏名変更届」の
証明欄に市区町村長の証明
を受けるか、または、氏名変
更届に戸籍の抄本か住民
票を添付し、必ず「年金証
書」を添えて提出して下さい。
なお、「氏名変更届」に住
民票コードを記載したとき
には、市区町村長の証明は
必要ありません。

以上の手続きについて、詳しくは毎月社会保険
事務所にお尋ね下さい。

0554-2213811



土地の現況確認調査について

固定資産評価のために毎年現地調査を行い、
土地の利用状況を確認しています。

期間 7月上旬から翌年1月まで
区域 富士河口湖町全域

調査員は、『固定資産評価補助員証』を携帯し
ています。ご不審に思われた時は提示を求めて
ください。
土地の利用状況について変更がある場合は、ご
連絡ください。

固定資産の適正な課税のため、ご協力をお願い
します。

問合先 税務課土地係
72-1113 (直通)



農林課からのお知らせ 農振制度の豆ちしき

農業振興地域の整備に関する法律（以下農振法）
では、農業の健全な発展を図るとともに、国土資
源の利用に寄与する目的で農業の振興を図ること
が必要であると認められる地域について、市町村
農業振興地域整備計画（以下農振計画）を策定
することになっています。

農振計画全体についての変更を総合見直しと呼
び、必要に応じて変更することを随時見直しと呼
びます。

農地を宅地等にする場合については、農振法上
の農用地区域からの除外が必要となり、毎年11月
末日までに受付を実施し、随時見直しをして来ま
した。

富士河口湖町では、上九一色村南部地域との合
併に伴ない、本年度総合見直しを行うこととなり
ます。農用地区域からの除外を受けた方は、農
用地区域除外申請書の提出が必要となりますが、
手続きの関係上、事前に農林課農政担当までお問
い合わせ下さい。

問合先 (72) 1115 農林課直通

ISO 14001



町役場業務における環境保全活動（富士河口湖町環境管理システム）

町役場では、環境に配慮した行政の推進を目的に町行政の環境管理手順として「富士河口湖町環境管理システム」を構築し、運用を行っています。

平成17年度成果を報告します

平成17年度集計結果

環境目的	平成16年度環境目標	目標設定値	実績値	評価
良好な環境の創出 - 1 湖の環境保全に貢献する基盤整備	人口増加に対する下水道普及率の継続的維持	65%以上	62.8%	×
- 2 多様な公園整備	新規供用都市公園面積の拡大	都市公園建設着工	16年度より 35,708㎡	
- 3 沿道の緑化・景観整備	高木植栽拡大	120本以上/年	38本	×
	まちなみ飾花補助件数の継続的維持	25件以上/年	18件	×
	広告看板集合化事業推進	15枚以上/年	16枚	
	花の種銀行事業推進	20件以上/年	24件	
国際観光地にふさわしい環境美化 - 1 観光拠点周辺の美化推進	リサイクルセンター分館建設の推進	新規分館計画	勝山地区計画	
	全町的な湖畔周辺の清掃活動の実施	3回/年	3回	
- 2 イベントによるゴミの発生抑制	環境配慮型イベント運営の推進	対16年度比1人あたり2%削減(9.7g)	9.2g/人	
- 3 環境保全意識啓発内容を含むイベントの実施	イベントによる環境保全意識啓発	1件年/以上	1件	
	エココンサートによる環境保全意識啓発	1件年/以上	2件	
省エネルギー、省資源 - 1 省エネ活動の推進	電気使用量の削減	対H16比0.5%削減 446,797kwh	472,599kwh	×
- 2 節水活動の推進	水道使用量の削減	対H16年比0.5%削減 1,182㎡	1,483㎡	×
- 3 コピー用紙使用量削減	コピー用紙使用枚数(A4サイズ換算)削減	対16年比0.5%削減 1,854,306枚	2,046,179枚	×
- 4 庁内リユース推進	事務用品購入額削減	対16年度比2%削減 2,169,678円	2,108,172円	
リサイクル - 1 庁内における有価物の回収	有価物回収量の拡大	対16年比12.5%増加 10,623kg	10,453kg	×
- 2 庁内における一般廃棄物発生量の削減	一般廃棄物発生量の削減	対16年度比2%削減 5,475kg	5,762kg	×

環境目的	16年度環境目標	目標設定値	実績値	評価
- 3庁内における一般廃棄物発生量の削減	生ごみ処理機の補助件数	10件以上/年	23件	
- 4町内における一般廃棄物発生量の削減	リサイクル実績量の拡大	対15年度比10%増加 83,813kg	89,579kg	
	清掃事業所での有価物の回収の拡大	対15年度比6%増加 292t	426t	
グリーン調達 - 環境配慮型事務用品の使用拡大	環境配慮型事務用品指定数及び使用比率の拡大	使用率92%以上	98%	
公共事業等の環境配慮 - 1環境配慮指針の作成と適用	公共事業・イベントに関する環境配慮指針の運用	公共事業・イベントに関する環境配慮指針の適用3項目	10件 / 10件 適用	
環境基本計画と循環型社会の実現 - 1環境マネジメントシステムの拡大	環境マネジメントシステムの運営	公共施設2ヶ所に新規導入	勝山ふれあいセンター・ 足和田出張所登録	
意識啓発 - 1環境マネジメント成果の公表	広報誌による成果公表の機会の拡大	広報誌公表2回、環境報告書発行	広報に掲載・ 環境報告書発行	
- 2保育所での児童への環境教育	絵本・紙芝居による意識啓発	各保育所年3件以上	船津7件 小立33件 大石3件 河口8件 こもも14件	
- 3町職員対象の環境研修受講	環境研修受講率	92%	92%	
- 4町民の環境学習機会の拡大	青少年・社会人を対象とした公的環境学習参加人数の拡大	参加者1,150名以上	1,274名	
	リサイクル啓発活動の拡大	対15年度比10%増加 1,580名	1,458名	×
	ウォーキング協会によるノーカー運動の推進	10件/年/以上	10件	

以上の項目以外にもシステムでは、環境目的・目標に取り上げることができないが、監視測定しながら一定基準内に維持・管理してゆく項目が設定されており以下のとおりです。(ボイラーで使用する重油の使用量、灯油の使用量、LPガスの使用量、地下水揚水量、井戸設置数、開発申請への指導件数、事務サイト以外の電力・水道使用量、保育所での生ゴミ排出量)

平成18年度の運営について

本年は勝山保育所、足和田保育所、足和田リサイクルセンターの登録と適用範囲を拡大させて行き、役場全体での一層の努力、町民の皆さんの協力が必要となってきます。

富士河口湖町環境管理システム(ISO14001)についてのお問合せ
72-3169(環境課内) 富士河口湖町環境管理事務局

富士五湖聖苑休苑のお知らせ

富士五湖聖苑は、火葬炉及び各種保守点検のため、次の日程で休苑させていただきます。
下記のとおり、火葬業務 斎場使用ができませんのでご了承下さい。

休苑日程

火葬棟 8月30日(水)1日間
葬祭棟 8月30日(水)午後3時～8月31日(木)午後2時

富士五湖広域行政事務組合 富士五湖聖苑 (20-9300)